

【C03】中央銀行の産出の明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中央銀行が産出するサービスは、①金融仲介サービス、②金融政策サービス、③金融機関監督サービス、の3グループに分けられる。このうち、①金融仲介サービスは市場産出、②金融政策サービスは非市場産出、③監督サービスは、コストを賄う手数料を課しているかどうかで市場産出か非市場産出かで記録する。 市場産出は、①の場合 FISIM¹、③の場合手数料受取で計測される。非市場産出は、費用積上げで計測され、一般政府による集合サービスの取得（最終消費支出）として記録する。ただし、純貸出／純借入に影響しないよう、中央銀行から一般政府への経常移転を擬制する。 中央銀行が設定した金利がかなり高い、あるいは、低い場合²、暗黙的な税（政府の受取）または補助金（政府の支払）として明示的に記録する³。税であれば政府から中央銀行へ、補助金であれば中央銀行から政府への同額の経常移転を擬制する。市場レートから計算された利子額と中央銀行が設定した金利から計算された利子額の差は、FISIM として記録しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央銀行のサービス産出は、手数料受取や FISIM として計測される。 1995 年の ISWGNA による改訂提言においては、産出が適切に測られない場合、次善策として、非市場産出のように費用ベースで計測することを推奨。ただし、こうした計測法が、中央銀行が携わるその他の取引の記録に与える影響や、こうして計測された中央銀行サービスをどの単位が使用するかについての指針は示されていない。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 費用積上げで計測される中央銀行の非市場産出について、一般政府が最終消費するものと記録するとともに、同額を中央銀行から一般政府に経常移転されたと擬制する。
- また、中央銀行の設定する金利水準によっては、暗黙的な税または補助金を一般政府の受取ないし支払として記録するとともに、同額を一般政府から中央銀行への経常移転ないし中央銀行から一般政府への経常移転として擬制する。すなわち、市場レートから計算された利子額と中央銀行が設定した金利から計算された利子額の差は、FISIM として記録せず、暗黙の税・補助金として記録する。

¹ 2008SNA マニュアルでは、中央銀行の FISIM はそれが大きなもので (significant)、別個の事業所として計測が可能かつ意味がある場合には計測するとされている。

² 2008SNA マニュアルでは、"If central bank interest rates are out of line with those of commercial banks", "In cases when the interest rate set by the central bank is so high or so low as imply the inclusion of an implicit subsidy or tax"とある。

³ 2008SNA マニュアルでは、こうした暗黙的な税や補助金に該当するケースとして、①中央銀行が準備預金の金利を市場レート以下に設定する場合、②通貨の対外価値が圧力下にある場合に、中央銀行が市場レートを上回る金利を支払う場合、③中央銀行が重点産業に市場レート以下の金利で貸付を行う開発銀行として行動する場合、が挙げられている。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ GDP の増加要因（中央銀行の非市場産出を計測し、これを一般政府の最終消費支出として記録することによる増加分）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA においては、財務諸表から費用を積上げることで中央銀行（日本銀行）のサービス産出としている。産出額は受取手数料⁴とその他（除く受取手数料）に分割し、その他（除く受取手数料）については、金融機関が中間投入したものとして扱っている。また、中央銀行の FISIM については計測・記録していない。
- ・ 暗黙の税・補助金についても計測・記録していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・ 中央銀行が産出するサービスは、引き続き、決算書からコスト積上げにより計測する。
- ・ 金融政策サービス（非市場産出）と金融監督等サービス（非市場産出部分）については、コスト積上げで求めた産出額全体から受取手数料を控除して計測し、一般政府が最終消費すると扱う。同時に、同額が中央銀行から一般政府へ経常移転されたと擬制する。
- ・ 金融機関監督等サービス（市場産出部分）については、現行と同様、決算書から受取手数料を記録する。
- ・ 日本銀行の FISIM については、諸外国⁵と同様、計測・記録は行わない。
- ・ 日本銀行の貸出⁶については、いずれも金融政策サービスに当たると判断される。
- ・ 日本銀行が受け入れる預金（法定準備預金以外）には、超過準備預金や政府預金・その他預金（海外中銀等）がある。このうち超過準備預金については量的緩和などの政策によって大きな影響を受けるものであり、「金融政策サービス」に当たると判断される。政府預金・その他預金（海外中銀等）に関しては、概念上、「金融仲介サービス」に該当するが、金額が僅少であり、また、2008SNA への対応を行っている諸外国では本事項に対応していないため、FISIM を計上しない（結果として非市場産出に含まれている）。
- ・ 暗黙の税・補助金に関して、計測を行わない。
- ・ 暗黙の税については、我が国の場合、概念上、法定準備預金が該当するが、市場金利（無担保コールレート翌日物）と法定準備預金に適用される金利（ゼロ）との差が小さいこと、また、2008SNA への対応を行っている諸外国では本事項に対応していないことから、暗黙の税に該当するものはないと整理し、その計測・記録は行わない。
- ・ 暗黙の補助金については、我が国の場合、2008SNA マニュアルで典型的に挙げられて

⁴ 受取手数料の中身としては、国債取扱手数料、日銀ネット受入手数料、外国為替事務取扱手数料等が含まれる。

⁵ 2008SNA への対応を行っている国としては、オーストラリア、アメリカ（2013年7月予定）、カナダがある。それぞれの対応状況については、P3<諸外国の対応状況>を参照（暗黙の税・補助金も同様）。

⁶ 日本銀行が行う貸出には、貸出増加を支援するための資金供給、固定金利方式による共通担保資金供給オペレーション等がある。

いる「中央銀行による重点産業への直接貸出」に該当する例は存在しないほか、間接貸出と言える日本銀行による各種の金融機関向け低利貸出スキーム⁷は市場金利である金融機関の調達金利と日本銀行の設定する貸出金利との差が小さいこと、また、2008SNA への対応を行っている諸外国では本事項に対応していないことから、暗黙の補助金は存在しないと整理し、その計測・記録は行わない。

② 推計方法、GDP への影響等試算値（案）

日本銀行の産出額全体については、日本銀行の決算書から一般事務費や銀行券製造費等の費用を積上げて計測する。

- ・金融機関監督等サービス(市場産出部分)については、決算書から受取手数料を記録する。
- ・金融政策サービス(非市場産出)と金融機関監督等サービス(非市場産出分)については、産出額全体から受取手数料分を控除することで計測する。

これまで金融機関の中間投入としていた日本銀行の産出額（非市場産出分）が全額政府最終消費となることで、2005～2011 年度の平均で約 0.04% の名目 GDP 押し上げ要因となる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・現在の平成 17 年産業連関表では、日本銀行の産出額を帰属利子と受取手数料から推計している⁸。平成 23 年産業連関表においては、現行 JSNA と同様の手法で、受取手数料と費用積上げ（除く受取手数料）で推計し、日本銀行の FISIM については推計しない方向である。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
金融仲介サービスは存在しないと整理して、中央銀行の FISIM は記録していない。産出については市場産出（受取手数料）と金融政策サービス等の非市場産出（コスト積上げ）に分けられ、後者については、一般政府の最終消費として扱う（中央銀行から一般政府への経常移転を記録）。暗黙の税・補助金については記録していない。
- ・アメリカ（2013 年 7 月予定）
『適切な推計値が得られない』として中央銀行の FISIM は記録せず、産出額はコスト積上げにより記録している。
- ・カナダ
『金額が僅少である』として中央銀行の FISIM は記録せず、産出額はコスト積上げにより記録している。
- ・EU
2008SNA に対応する欧州の最新の国民経済計算マニュアルである ESA2010⁹では、中央銀行の産出は費用積上げで計測し、受取手数料とその他に分けることとしている一方、中央銀行の FISIM は計測・記録しないこととしている。また、産出額のうち、手数料を除いた分（その他）については金融機関の中間消費として扱うとしている（欧州では中央銀行のサービスは金融仲介機関の機能に貢献するものとの整理による）。
なお、ESA2010 には、中央銀行に係る暗黙の税・補助金の記述はない。

⁷ 成長基盤強化を支援するための資金供給等。

⁸ JSNA においては、平成 17 年基準改定の際に日本銀行の産出額をコスト積上げで計測し、その内訳を受取手数料とその他（除く受取手数料）で計測するようになった。それまでの平成 12 年基準 JSNA では平成 17 年 IO 表と同様、帰属利子と受取手数料から日本銀行の産出額を計測していた。

⁹ 欧州各国は、同マニュアルへの対応を 2014 年に行う予定である。